

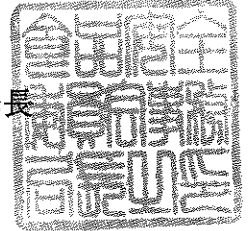


資料 2

府食第 474 号
平成 22 年 8 月 4 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

内閣府食品安全委員会事務局長



L-グルタミン酸アンモニウムに係る添加物評価書について（回答）

平成 22 年 7 月 22 日付け食安発 0722 第 4 号をもって貴省から照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

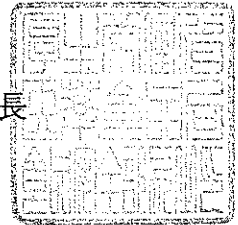
記

貴見のとおりである。

食安発 0722 第 4 号
平成 22 年 7 月 22 日

内閣府 食品安全委員会事務局長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



L-グルタミン酸アンモニウムに係る添加物評価書について（照会）

平成 20 年 3 月 13 日付け府食第 277 号「食品健康影響評価の結果の通知について」により通知のあった L-グルタミン酸アンモニウムに係る添加物評価書中の記載について疑義が生じたため、平成 16 年 2 月 18 日関係府省申合せ「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」の記 1（2）②に基づき下記のとおり照会するので、回答方お願いします。

記

当該評価書の食品健康影響評価の項に、「L-グルタミン酸アンモニウムについて、提出された毒性試験成績等は必ずしも網羅的なものではないが、既にわが国で使用の認められている L-グルタミン酸及びその塩類の試験成績を用いて総合的に評価することは可能と判断した。」（21 頁）及び「L-グルタミン酸アンモニウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADI を特定する必要はないと評価した。」（22 頁）とあるが、この判断及び評価については、アンモニウムイオンの体内動態及びその安全性も勘案して行われたものと考えてよいか。





府食第277号

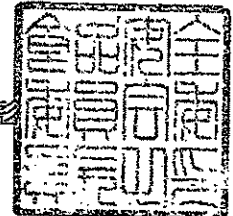
平成20年3月13日

厚生労働大臣

舛添 要一 殿

食品安全委員会

委員長 見上 彪



食品健康影響評価の結果の通知について

平成18年5月22日付け厚生労働省発食安第0522006号をもって貴省から当委員会に意見を求められた L-グルタミン酸アンモニウムに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

L-グルタミン酸アンモニウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない

「食品健康影響評価の結果に基づく施策の検討状況の調査結果をについて（平成17年10月）」に係る審議における指摘を踏まえた対応について（報告）

「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成17年10月）」に係る審議（食品安全委員会第117回会合（平成17年10月27日））において、リスク管理機関とリスク評価機関との整合性について指摘がなされたことを踏まえ、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ。以下「関係府省申合せ」という。）の一部改正（平成18年3月31日施行）を行ったところである。

なお、関係府省申合せ（別紙）1の（2）の②に規定する新たな照会手続については、以下のとおり取扱うこととする。

【新たな照会手続について】

（リスク評価結果とリスク管理機関が講じようとする施策との整合性について疑義が生じた場合）

- ① リスク管理機関は、リスク評価の結果に係る解釈について食品安全委員会事務局（以下「事務局」という。）へ文書で照会。
- ② 照会内容について、事務局から食品安全委員会委員長及び各委員並びに専門調査会座長に確認。
また、必要に応じて、専門調査会の各専門委員に確認。
- ③ 事務局は、②における確認内容を踏まえ、リスク管理機関に対して文書で回答。
- ④ リスク管理機関に対して行った回答及び照会内容について、事務局が委員会会合において報告。

《イメージ》

